

明代巡撫制度の變遷

奥山憲夫

はじめに

- 一 巡撫侍郎から巡撫都御史へ
 - 二 巡撫都御史の職掌
 - 三 提督軍務都御史・參贊軍務都御史の職掌
 - 四 提督・參贊と巡撫の兼任
 - 五 巡撫と標兵
- おわりに

はじめに

國初以來の祖制ではなかった明代の巡撫は、設置されてより後、次第に其の權限を擴大し、中期以降、清末に至るまで、王朝權力による地方支配の根幹となった。明朝の支配構造を考察する爲にも、巡撫制の變遷を明らかにする必要があるが、これに關する研究は、其の重要性に比べ、必ずしも多くない。先驅的なものとして、淺井虎夫氏の研究があり、特に成立期に關しては、栗林宣夫氏の示唆に富む論考があるのみである。⁽²⁾

筆者は、これまで中央軍である京營を中心として、明代軍制の考察を試みてきたが、地方の軍制にはまだ不明の點が多く、この面から巡撫を取り上げたい。地方の軍制・軍事機構の解明には、軍士・衛所の考察が中心となるが、其の前段階

として、指揮系統を明らかにしておく必要がある、行政と軍事の兩機構の接点をなすと考えられる巡撫の検討が重要となる。陸容の『菽園雜記』・卷九や、葉盛の『水東日記』・卷五「總督軍務」・卷六「參贊軍務」には、巡撫と軍務の關係について簡略な記述があるが、本稿では、これらをも参考にしつつ巡撫の軍事的權限が如何にして獲得され、擴大されたのかを具體的に考察したい。なお、巡撫には、各部の尙書・侍郎・都御史・大理寺卿等が任ぜられたが、本稿では主に都御史と侍郎の巡撫に就いて論ずる。又、都御史には、正二品の左右都御史・正三品の左右副都御史・正四品の左右僉都御史があるが、必要な場合を除き、全て都御史と表記する。

一 巡撫侍郎から巡撫都御史へ

栗林氏によれば、常駐の地方長官としての巡撫制は、宣徳五年、六部の侍郎六人が兩京・山東・山西・河南・江西・浙江・湖廣に派遣されたのに始まり、其の後、次第に北邊にも設置され、正統・景泰の間に定制となったという。氏は、主に巡撫制の起源を考察されたが、氏も指摘された如く、巡撫の名稱は、本來官職ではなく、任務を示すものである。それ故、巡撫制の考察には、其の職務の内容と權限、地域や官職の相違による差異の有無等を明らかにする必要がある。先ず、定制化の嚆矢となった巡撫侍郎の職務を確認しておかねばならない。其の爲に、正統・景泰朝に配置された南北直隸・河南山西・江西・廣東・廣西・鳳陽・雲南・宣府・福建の巡撫侍郎について、明實錄から、其の上奏・下達命令・行動に關する記事を蒐集し、表化して検討した。其の結果、一〇二例あったが、分類すると以下の如くになった。①税糧の徵收や運輸・倉廩の管理に屬するもの二二例、②旱害・水災・蝗害等への對策や饑民の賑濟一六例、③堤堰の修築や豪民による田土の不法占據等に對する處置五例、④巡檢司や鹽課司の新設等の、行政上の措置六例、⑤妖人の逮捕等の、治安維持に關するもの七例、⑥地方官の彈劾や推舉二八例、⑦軍餉の糶買や運送、或は軍士の俸糧等の、軍の後方維持・管理に屬するもの一五例、⑧其の他四例である。①③を財務・民政として括ると、全體の四一%となり、これに地方官の監察二

七%と、軍務の一五%を加えたものが、巡撫侍郎の主たる職務とみてよい。唯だ、軍務の中に作戦・用兵に關する例はなく、全て軍糧を中心とした軍の維持や管理に屬する内容である。地域や六部の別による差違は、必ずしも明確ではない。

巡撫の配置數をみると、正統朝に入つて、宣德以來の各處に加え、遼東・宣府大同・福建・雲南・貴州など南北の邊境地帯にも派遣されたが、とりわけ正統一四年八月の土木の變の後、急激に増加した。つまり眞定・保定・河間・永平・順天・四川・兩廣・鳳陽・淮安揚州廬州三府并徐和二州に新設された外、景泰二年には、宣府と大同が分離し、各々巡撫が設置された。更に天順二年、新たに延綏・寧夏・甘肅に設けられ、同六年には、兩廣が廣東・廣西に分離されるに至つた。北邊と西南邊一帶に、數珠玉を連ねる如く配置されたのである。この間、僉・副都御史が巡撫となる傾向が、非常に強まつた。例えば、定制化の嚆矢となつた、宣德五年派遣の六派撫侍郎についてみると、正統一四年八月の土木の變から同年の末迄に、北直隸・山東・河南・浙江、景泰元年に湖廣、同二年に江西、同三年に山西、同六年に南直隸と悉く都御史に代つた。其の後増派された巡撫も、任命時に都御史となる場合が多く、景泰末迄に巡撫の大部分が都御史になつた。何故にかかる變化が起つたのか。既に栗林氏が、明實錄・景泰四年九月癸未の條の記事を指摘されたが、これによれば陝西布政使許資が上奏して、各部の侍郎は都察院系統の巡按御史と統屬關係が無いので、巡撫の任務遂行に不便であるとし、都御史の派遣をもとめたことが契機となつたといふ。巡按御史について、小川尙氏の論考があり、⁽³⁾兩者の關係にも論及されたが、兩者には事實上統屬關係はなく、明末に至る迄、對立は激化の一途を辿つたとする。しかし、巡撫都御史が、完全に常駐の地方長官と化した明代中期以降と、成立期の正統・景泰朝とは事情は稍異なるのではないか。この頃、巡撫以外にも、種々の任務を帯びた都御史が各地に派遣されていたが、地方と中央の都察院との互換は非常に頻繁であつた。⁽⁴⁾寧夏・甘肅の參贊軍務都御史や陝西の鎮守都御史は、一年交替であり、雲南は二年毎に、二人の都御史が輪番で赴任した。この様な狀況下では、都察院に於ける都御史と御史の關係が、出巡地でもある程度維持されたのではなからうか。正統一四年六月、帝は、地方官の軍民に對する侵漁を防止できなかつた巡按御史については、都御史による糾察・擊問を聽すと

の詔を發しており、更に、景泰四年には、巡撫湖廣右都御史李實が、御史四人を統率していた例がある。(6) つまり、正統・景泰朝では、都御史は事實上巡按御史を統制できたとみられ、これが巡撫都御史増加の一要因だったと考えて大過あるまい。其の結果、工科給事中徐廷章らが指摘した如く、景泰末には、各地に派遣された都御史が二〇〜三〇人に達した。(7)

巡撫の増設には種々の反對もあったが、代表的なのは、三司の上に巡撫を疊設すれば、結果として人民を擾害するだけだとの主張であった。當時「非巡撫乃巡苦」なる俗諺さえあった。(8) 正統・景泰中は、反對を押しきって増設されたが、景泰八年一月、奪門の變によつて英宗が復辟すると、廢止論が俄に強まった。先ず同月癸未、鎮守大同總兵官定襄伯郭登が、巡撫等の革去を要めた。郭登「奏八事疏」(文編・卷五七)に、

其れ、各處の總督・巡撫・勸農・清軍・修理河道・價運糧儲等の項の、添設せし官員は、悉く取回し、以つて有司供給の擾を除き、三司及び守令の官員を精選して、親しく庶政を理め、仁愛と寛和を以つて民を使い、清淨と簡默を以つて治を爲さしめよ。此の如くせば、則ち人心は自然に歡悅し、雨暘は自然に時若となり、年穀豐登にして盜賊は息まん。

とある。有力な勳臣で、巡撫と共に駐劄する總兵官の主張であることはとくに注目される。英宗は、この要請を一應却下したが、同月戊子、雲南道監察御史沈性が、各地に二〇餘人の都御史が配置されており、十羊九牧の憾みがあるとのべ、裁省を請うたのに應じ、同月辛卯、巡撫は祖制ではないとの理由で、取回を命じた。(9) 各地に駐劄していた六部の尙書・侍郎や、南京の諸官も對象になったが、都御史は致仕四人を含む一四人が裁省された。この處置の狙いが、巡撫都御史の廢止にあったのは明らかである。(10)

しかし、英宗は正統中、巡撫の増設を承認したのであるから、冗官の裁省の他に理由がなければならぬ。考えられるのが、英宗と景帝の暗闘である。(11) 明實錄・景泰五年五月丙辰の條によれば、監察御史李琯らは、巡撫の員缺の時には、吏部の推選により補任すべきなのに、兵部尙書于謙が、兵部郎中蔣琳に代表される、自己の同郷や血縁の官僚を強引に就任

させたとは非難した。蔣琳は英宗復辟の時、巡撫貴州左副都御史であったが、四月に任地に於いて淫暴の罪状で錦衣衛の官に逮捕され、同時に巡撫貴州の職も廢止された。又、天順元年三月と二年閏二月の二度に亙り、英宗は、都察院に對し、景泰中、都察院の官は公選によらず、私門より出ることが多かつたと指摘し、痛革を命じた。⁽¹²⁾これらの記事から、景泰朝の巡撫都御史の人選には、景帝を支えた官僚群の中心たる于謙の意嚮が強く反映されており、天順初の巡撫の革去は、冗官の裁省に名をかりた景帝支持勢力の排除だったとみてよい。

巡撫の革去後、各地で糧儲や官庫の管理・屯田の運営・馬草の採取等に支障を來たし、中央政府は宣府・大同・山海永平・南直隸等に、急遽戸部郎中徐敬らを、提督糧草兼理屯種として派遣せざるを得なかつた。⁽¹³⁾しかし、戸部郎中では巡撫の廣汎な職務の全てを繼承できず、巡撫の復設は早晚考えられる所であつた。革去後僅か四ヶ月の天順元年五月、巡撫の稱は帯びないが、左都御史馬昂が「撫安軍民・修理城堡・賑濟饑民」を命ぜられ太原に赴いた。次いで翌二年、巡撫が一舉に復活した。正月に直隸、四月に山東・遼東・兩廣、五月に甘肅・寧夏・宣府、六月に南直隸が復置され、更に同六年には陝西にも新設された上、兩廣が廣東・廣西に分割され、各々に巡撫の配置をみた。復置された巡撫は全て都御史の官銜を帯びており、巡撫都御史の制が確立されたといえる。それでは、再配置後の巡撫都御史と、先に派遣された提督糧草戸部郎中との關係はどうなったのか。戸部郎中の任務は、巡撫の職務の一部と重複しており、兩者は糧草管理の權限をめぐって眞向から對立した。天順三年、巡撫大同王宇と戸部郎中楊益が許奏しあい、次いで王宇と戸部尙書沈固の對立に發展した。翌年、漸く王宇の主張に沿って、任期三年の管糧郎中が巡撫の下に配置されることになった。⁽¹⁴⁾結果的に巡撫は復置後、權限を強化したといえる。

二 巡撫都御史の職掌

正統・景泰・天順朝を通じて確立されてきた巡撫都御史の職掌は如何なるものであつたのか。考察の手掛りとして、各

巡撫の任命時に下された敕がある。しかし、敕に列擧された諸項目は具體性に缺け、どの任務に重點があつたのかも不明である。そこで、巡撫侍郎の場合と同様に、明實錄から正統・景泰・天順の間の巡撫都御史に關する記事を蒐集し分類した。當時、宣府大同や兩廣の如く、管轄地の統合や分離が多く、名稱が重複する場合があるが、事例を計數化する上では重ならないようにした。各巡撫都御史を、④北邊（遼東・宣大・宣府・大同・陝西・山西・寧夏・甘肅・延綏・永平）、⑤腹裏地域（順天・直隸・山東・河南）、⑥江南地域（南直隸・蘇松常鎮四府・淮安揚州廬州三府并徐和二州・浙江）、⑦湖廣・江西、⑧南邊（四川・廣西・兩廣・貴州・雲南、更に廣東も便宜的にここに加える）に分けて検討する。

④ 群（北邊）

①	軍糧・馬草の調達と收支、大同銀億庫・萬億庫等の倉敷管理	50
②	軍士への月糧・行糧・冬衣・綿花・布匹・賞賜等の給與	17
③	軍屯の維持・管理	12
④	糧草の横領・軍士の私役・屯地の占據等の軍官の不正に對する彈劾	29
⑤	軍器の整備・輸送	5
⑥	萬全・保安・宣府・易州等に於ける城壁の整備・修理	6
⑦	召募を含む軍伍の充實と操練	10
⑧	部隊や軍官の配置に對する關與	14
⑨	軍と共に出撃・戰鬪	6
⑩	失機や誤事等の作戰・用兵に關する軍官の過誤を彈劾	16
⑪	負銀の追徴や災害時の蠲免等を含む稅糧の總督	4
⑫	饑民の賑濟や災害對策	5
⑬	地方官の糾察・推擧	15
⑭	その他	4

右の一九三例の中、①～⑩が軍務に關する内容で二六五例（八五％）を占める。⑪～⑬は財務・民政で九例（五％）、⑭が監

察で一五例(八%)となる。軍務・財務・民政・監察に類別できるが、㉔群では軍務に壓倒的な比重がある。軍務の中では、㉔㉕が軍糧を中心とした、軍の維持や管理に属するもので一二九例(六七%)、㉔㉕㉖が作戦・用兵に関する項目で三六例(一九%)となる。

㉔ 群(腹裏)

㉔	軍糧・馬草の調達と收支、倉廩管理	3
㉕	糧草の横領・軍士の私役等の軍官の不正に對する彈劾	2
㉖	軍伍の充實と操練	7
㉗	城堡の修築と整備	3
㉘	軍屯の維持・管理	1
㉙	部隊・軍官の配置に對する關與	1
㉚	蝗害・水患等の災害對策と饑民賑濟	45
㉛	稅役の總督	4
㉜	地方官の考察・彈劾	12

以上の如く七八例ある。㉔㉕㉖が軍務に屬し一七例(二二%)、㉔㉕㉖㉗㉘㉙が財務・民政に關するもので四九例(六四%)、㉔㉕が監察で一二例(二六%)となる。㉔群も軍務・財務・民政・監察に大別できるが、二四例に上る蝗害を始め、種々の災害への對策と饑民の賑濟が四五例(五八%)を占める。一方、軍務では一例を除き、全て軍の維持と管理に屬する内容である。

㉕ 群(江南)

㉕	運糧の指揮や糧長の監督等も含む稅糧の總督	7
㉖	蝗害・旱害等への對策と饑民の賑濟	16
㉗	水利の修治	4
㉘	地方官の考察・推舉	7
㉙	捕盜等の治安維持	2

失機の軍官強効
その他

2 1

右表では、巡撫侍郎周忱らの事例を除いてあるので三九例のみである。㉑㉒㉓が財務・民政に屬し二七例（六九％）、㉔の監察が七例（一八％）で、軍務が殆どない。僅かに軍官の彈劾が一例あるが、これは景泰五年、巡撫浙江劉廣が、葉宗留の亂の殘黨撫捕の爲、一時的に福建を兼督した時のものである。㉕群では、財務・民政に壓倒的比重があり、軍務を缺いているといえよう。水利に關する任務は、巡撫任命時の敕にも明記されており、他の地域ではみられない項目である。

㉑ 群（湖廣・江西）

㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
軍糧・馬草の調達や收支の管理	軍士の私役・軍士の財物を削剝・倉廩の火災を坐視等の軍官の不正強効	苗族・獮族等の討伐に出動	部隊・軍官の配置に關與	水患・旱害等への對策と饑民の賑濟	稅糧の總督	地方官の考察	捕盜等の治安維持	その他	
2	1	8	2	16	2	4	7	2	

ここでは四四例のみだが、㉑㉒㉓が軍務で一五例（三四％）、㉔㉕㉖が財務・民政で一八例（四一％）、㉗の監察が八例（一八％）となり、各任務の割合は、㉕群と概ね同じである。軍務では、軍の維持・管理と作戰・用兵の例數がほぼ相い半ばする。巡撫が出撃した四例は、全て湖廣の例だが、總兵官や鎮守内臣に同行しており、單獨で軍を統率した例はない。

㉕ 群（西南邊）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
軍糧・馬草の調達と收支の管理	軍士への月糧・行糧・布匹等の給與	軍屯の管理・維持	軍糧の横領・屯地占據・受賄等の軍官の不正を彈劾	苗族や獯族の討伐に自ら軍を率いて出撃・戰鬪に従事	賊狀報告や部隊の配置に對する關與	失機・誤事等の用兵上の過誤に關する軍官彈劾	水害や苗族の劫掠を受けた人民への賑濟	地方官の考察・擧劾	その他
5	12	10	12	10	14	5	2	2	8

⑩群は八〇例だが、①～⑨が軍務に屬するもので五三例（六六％）、⑩が民政で一〇例（一二％）、①の監察が一二例（一五％）となる。⑩群でも主要な任務は、軍務・財務・民政・監察に類別できるが、軍務に重點がある。軍務の中では、軍の維持・管理に屬する①～④が一七例（二二％）、作戰・用兵に關る⑤～⑨が三六例（四五％）となり、後者の比率が非常に高い。特に巡撫が自ら軍を統率し、戰鬪に従事した一四例は注目される。

例數に多寡があるが、④から⑩群まで、各地域ごとに巡撫都御史の職務を分析した。當時の用語に従えば、④と⑩群が邊方巡撫、⑧・⑨・⑩群が内地巡撫といえよう。全国的にみると、巡撫都御史の主たる職務は、軍糧の管理や作戰・用兵等からなる軍務、饑民の賑濟や稅糧の總督等の財務・民政、地方官に對する監察の三つからなる。この内、監察任務は、全國に共通して概ね同じ比重を示したが、他の任務は非常に地域差が大きく、江南を中心を置いてみると、同心圓状になっていた。つまり、江南は財務・民政のみの地域、其の周邊の腹裏と江西・湖廣は、財務・民政を主とし軍務を従とする地域、北邊と西南邊は、軍務を主とする地域といえる。唯だ、北邊と西南邊では、軍務の内容に稍差異があり、北邊は軍糧關係に重點があるが、西南邊では作戰・用兵に關った例が多い。これは、北邊には總兵官や鎮守都督等の有力な武臣が

多く駐劄していたのに對し、西南邊では比較的少なかった爲と考えられる。又、各地域とも、災害対策や饑民の賑濟例が非常に多いが、廣域に亘る災害に、從來の三司の體制では對處できず、巡撫が中心的役割を果していたことを示す。

前述の巡撫侍郎の職務と比較すると、財務・民政・軍務・監察を主な内容とする點は共通しており、特に内地の巡撫都御史とは大きな差違がない。明らかに異なるのは、邊方の巡撫都御史にみられた作戰・用兵面への關與（統兵權と記す）である。邊方巡撫の統兵權は如何なる根據によるのか。

三 提督軍務都御史・參贊軍務都御史の職掌

巡撫都御史の統兵權を考える時、注目されるのが、巡撫とは別に軍事上の用務を帯びて各地に派遣された都御史の存在である。これには、提督軍務・參贊軍務・鎮守・協贊軍務・參謀軍事・管理軍務等の都御史があった。『明督撫年表』では、これらを巡撫と同様に扱って排列しているが、巡撫とは異なる職務や權限をもっていたことを以下に明らかにする。先ず、巡撫と最も關係の深い提督軍務都御史（以下提督と略記する）に就いて検討する。正統朝では、提督遼東軍務が代表的な提督であった。遼東では、宣德一〇年一二月に巡撫が設置されて以來、景泰四年迄に李濬・李純の二都御史が相繼いで在任した。一方、正統七年一月、右僉都御史王翱が提督として赴任し、以後景泰朝を通じて左副都御史寇深・劉廣衡と交替した。つまり、正統七年以後、遼東では提督と巡撫が並存していた。明實錄から、兩者が重複していた期間に就いて、各々に關係する記事を蒐集して整理したのが次の表である。

提督遼東

(a) (b) (c) (d)

瓦剌・兀良哈三衛・李滿住等の動向に對應した部隊や軍官の配置への關與・上奏・命令の受領
軍を率いて境外に出撃

失機・誤事・坐視等の用兵上の軍官の過誤に對する彈劾

老弱・病故の衛所官の襲替

18 4 13 5

巡撫遼東

(i)	(h)	(g)	(f)	(e)
屯軍・餘丁等の動員による軍伍の充實	軍の操練	開原等の城堡修築	軍糧・馬草の調達と管理	軍士の月糧支給
1	4	3	1	2

(f)	(e)	(d)	(c)	(b)	(a)
その他	軍士の財物の索取等の不正を犯した軍官の彈劾	蝗害・水患を被った衛所への給糧	軍士への月糧・冬衣・布匹等の支給	軍屯の管理と維持	軍糧の調達と遼東二五衛の倉廩管理
2	2	3	4	5	9

提督について右表よりみるに、①②③が戦略や統兵に屬する内容で三五例（六九%）、④⑤が、軍の維持や管理に關するもので一六例（三二%）と全て軍務である。前者では、遼東の防衛全體に關する處置の提案や命令の受領が非常に多く、自ら軍を率い出撃した例も少なくない。後者でも、救を奉じて、五次に亙り二六二人に及ぶ衛所官の襲替を實施しており、軍に對する強い統制力を看取できる。王翺の在任中、其の權限や任務を確認する救が三度下されたが、明實錄・正統九年七月丁卯の條所載の救は最も詳細であり、軍務の悉くを便宜に處置させると共に、「臨陣退縮」・「失機誤事」・「不遵號令」の軍官を斬首に處することを始め、罪の輕重に應じた軍法の行使を聽した。馬文升「爲會集廷臣計議禦虜方略以絕大患事疏」（文編・卷六四）に、

我が朝、遼東三衛の達賊寇を爲すに、都御史王翺に欽命し、彼に往きて鎮守せしめ、重んずるに軍權を以ってし、指揮以下は其の斬首を許す。遼東遂に靜かなり。

とあり、馬文升は、王翱が軍法を行使して遼東を靜謐ならしめた治績を評價した。一方、巡撫都御史の任務も遼東では悉く軍務だったが、全て軍の維持や管理に關するものであった。明實錄・正統八年九月戊寅の條の、李純に對する敕でも「總督屯糧」・「比較子粒」・「提調倉場」・「收支糧草」が命ぜられ、表の内容と一致する。有犯の軍官については、罪狀を奏聞するのみで、逮捕や處罰の權はない。提督と巡撫の職務や權限が異なるのは明らかである。『彭文憲公文集』・卷四所收「故都察院左都御史贈少保諡莊愍寇公墓表」は景泰三年王翱と交替した寇深の墓表だが、其の中に、

未だ幾くならずして、提督遼東軍務を命ぜられ、便宜の處置を許さる。……初め、東鎮守の中貴暨び總戎者、公の且に至らんとするを聞き、畏憚して安んぜず。諸屬に語りて曰く、爾輩宜しく自ら慎しみ、寇公の鋒に觸るるなかれと。行事を見るに及び、寬和にして禮有り、衆乃ち悅服す。遼海の妖賊李福惠なるもの、術を挾ちて民を誘い、亂を作さんと謀り、旬日の間に衆を聚むること萬餘たり。公之を聞き、親しく數百騎を率い馳せて海州に赴き、事宜を審察して都指揮周英を遣はし、以って方略を授け之を擒えしむ。凡そ千餘人を獲う。

とあり、新任の寇深も鎮守遼東總兵官左都督曹義や鎮守太監宋文毅が憚る勢威と統兵權をもっていた。王翱の強大な統兵權が、彼の功績や能力に對する中央政府の高い評價によつて得られた個人的な聲望に支えられたものではなく、提督の職そのものに備わる權限であつたことが確認できる。

この頃、巡撫や提督以外にも、要地に總兵官や鎮守内臣が駐劄していた。⁽¹⁶⁾其の職務について、明實錄の記事を蒐集して比較すると、提督と重なる部分が多い。彼らと提督との關係はどうであつたのか。景泰二年九月、大同後衛の退役軍士吳淮が、提督大同軍務左副都御史年富を彈劾する事件があつた。吳淮は、三品官の年富が、總兵官定襄伯郭登に對し、品階の秩序を違らず郭登と並坐し、公文には共に署名し、軍に命令を發する場合も郭登の意見を容れないと述べた。兵部尙書于謙は、彈劾の背後に郭登の教唆があつたとの判斷を示したが、『于忠肅公集』・卷五・奏議雜行類「兵部爲陳言邊務事」に、

年富は副都御史にして三品の職に係る。朝廷の敕旨を受け、其の提督軍務たりて、凡そ軍中の一應の大小の事務は、悉く皆な綱維を提挈せしめ、總戎より而下、威な制するを聽す。況んや都御史は風紀の官にして、侯伯と相い統屬無し。既に提督を欽命されるに係り、當に總兵の左に居るべし。豈に並坐を許さざるの理有らんや。……朝廷、古を酌して今に準じ、文職の大臣を選用して、提督軍務等の項に充て、皆な便宜に従事せしむ。而して左都御史王翺・右僉都御史鄒來學は、遼東等の處の軍務を提督し、亦な總兵官の左に坐し、凡そ發號施令、軍中の賞罰は、皆な王翺等の處置に係る。此れ朝廷の舊例に係り、軍務の事宜體統已に定まる。臣下の敢へて專制する所にあらざるなり。

とある。于謙は、本來監察を任務とする都御史は勳臣と統屬關係がなく、其の都御史が敕命によつて軍務を統轄するのだから、總兵官の上にあるのは當然だと主張した。中央政府が提督に強力な統兵權を付與せんとしていたことを看取できる。更に、明實錄・景泰三年閏九月庚辰の條によれば、年富は宴の度に鎮守太監裴當・少監馬慶の上に坐し、都督らの拜跪を受けたという。提督は、中央政府の支持を背景に、總兵官や鎮守内臣を凌駕する勢威をもつていたといえる。

提督の設置數は、土木の變後、監察御史秦頤らの提案を機に急激に増加した。しかも、派遣される官僚について葉盛「軍務疏」(文編・卷五九)に、

總督軍務少保于謙に隨同して、躬ら教場に詣り、軍の操練を監し、下人の知識を聞見して習熟せしむ。凡そ諸操練の事體は、亦た總督・總兵等の官と裨益するところを商榷するを得て、既に猜嫌生事を許さず、亦た因循悞事を許さず。一たび或は警有れば、命を承けて即ち行はしむ。

とあり、預め京營で軍事的訓練を受けて派遣された。景泰中に増派された提督を擧げると、居庸關↓王竑、紫荆關↓孫祥、保定↓段信、¹⁸⁾永平山海↓鄒來學(景泰四年、永平と山海が分離し、山海關には別に李實が赴任した)、宣府↓李秉、大同↓年富、倒馬關白羊口↓彭誼、甘肅↓宋傑、貴州↓蔣琳があり、全て左右の僉・副都御史であった。従來からの遼東と松潘を加えると、北邊と西南邊一帯に派遣されたことになる。更に景泰二年以降、提督は軍屯や軍糧を兼督する場合が多くな

(19)り、一層権限を擴大した。しかし、明實錄・景泰六年三月丁巳の條所載の提督山海への敕で示された如く、民間の税糧の催徴には關與を禁じられており、提督は軍務のみを職掌とした。

次に參贊軍務都御史に就いて考察する。參贊軍務の稱は洪武以來あつたが、正統・景泰朝で確認できるのは、甘肅・寧夏・雲南・宣府・貴州・福建・易州涿州保定眞定通州である。中でも甘肅と寧夏は最も定制化し、正統元年の設置以來、天順元年迄常駐した。甘肅は、最初兵部侍郎が任ぜられたが、正統四年以後全て都御史となり、寧夏では一例を除き、(20)悉く都御史であつた。他の地域も、正統半ば以降は概ね都御史になり、參贊軍務都御史(參贊と略記する)と稱してもよい。正統朝での參贊の任期は短く、甘肅は一年、雲南は二年毎の交替が原則であつた。(21)寧夏も一定ではないが、頻繁に交替した。これは參贊の職務とも關係があり、明實錄・景泰二年八月壬申の條によれば、兵科給事中黃仕備は、參贊の在任が長くなると、總兵等の官と親密になり、鈐制し難いので輪番にせよという上奏を行った。この主張は大學士陳循らの反對によつて却下されたが、參贊の正式名稱をみると、雲南の鄭顛の場合は參贊都督同知沐璘軍務、江淵は參贊都督孫鑑軍務、宣府の羅通は參贊昌平侯楊洪軍務であり、總兵官等との密接な關係が窺える。當時「參贊は籌畫の輔なり」との認識(22)があり、參贊は、提督の如く獨立した軍權はもたず、その字義の示すように總兵官や鎮守都督を補佐する任務だつたとみられる。前掲の各參贊の職務に關する記事を、明實錄から蒐集して整理したのが次の表である。

(a)	軍糧・馬草の調達、倉廩の管理	15
(b)	軍士・夜不收等への月糧・行糧・冬衣・布花・耕牛等の支給	7
(c)	軍屯の管理	4
(d)	軍士の賣放・私役、草場の占據等の軍官の不正を彈劾	12
(e)	逃亡軍士の取り締まり	3
(f)	火器を含む軍器の管理と修造	2
(g)	總兵官と共に軍士の選練	2
(h)	總兵官を補佐して城堡を修築	3

①	總兵官・鎮守内臣と共に軍官の考課を實施
②	衛所に養濟院設置
③	部隊・軍官の配置や作戰に關する提案
④	失機の軍官を彈劾
⑤	總兵官・鎮守内臣の對立を調停、總兵官の處置を彈劾
⑥	達賊・苗族等の情報を報告、使臣の派遣、貢使の送迎
⑦	その他
2 9 4 1 7 1 4	

右の七六例中、②③④⑤は軍の維持や管理に屬する内容で五三例（七〇％）、作戰・用兵に關する⑥と⑦が八例（一一％）となる。この外、異民族の情報蒐集や貢使の送迎、總兵官と鎮守内臣の關係の調整等も少なくない。唯だ、自ら出撃した例はなく、軍糧や軍屯の管理とこれに關する不正軍官の糾察が主たる職掌であったといえよう。參贊は、軍務のみで財務・民政に關與しない點で巡撫と異なり、統兵權をもたない點で提督と異なる。しかし、景泰朝では長期在任の傾向が強まり、總兵官等に對する彈劾例も増えることから、徐々に軍への統制を強化しつつあったとみられる。

鎮守都御史・協贊軍務都御史・參謀軍事都御史についても、同様にして検討した結果、各々異なる職務内容を確認できたが、ここでは巡撫と關係の深い提督と參贊の職掌を示すに止める。それでは巡撫と提督や參贊の關係はどうかであったのか。

四 提督・參贊と巡撫の兼任

土木の變後、提督や參贊と巡撫の合併が顯著な傾向となった。例えば遼東では、景泰四年、巡撫李純が銀兩侵匿の罪で失脚した後、同年一〇月に、提督寇深が巡撫及び總督屯糧倉場糧儲を兼任し、⁽²⁴⁾廣汎な權限を一身に集中した。かかる合併は遼東のみではなかった。明實錄及び萬曆會典によつて兼任の例を示すと次表のようになる。尙、最初に兼任した名稱と

時期・地域を示したので、後代と稍異なる場合がある。

巡撫		時期	兼任稱號
遼東	宣大	景泰四年	提督軍務
宣大	宣大	景泰元年	參贊軍務
宣大	宣大	景泰三年	提督軍務
宣大	宣大	景泰二年	提督軍務
保定	保定	景泰三年	參贊軍務
保定	保定	景泰二年	提督軍務
山海・永平	山海・永平	景泰三年	提督各衛屯操
山西	山西	隆慶三年	提督雁門等關
陝西	陝西	成化二二年	管理軍務
延綏	延綏	隆慶六年	管理軍務
寧夏	寧夏	隆慶六年	管理軍務
甘肅	甘肅	正徳の間	提督軍務
順天	順天	景泰三年	提督軍務
山東	山東	萬曆四二年	提督軍務
河南	河南	萬曆三〇年	提督軍務
巡撫		時期	兼任稱號
鳳陽	應天	嘉靖四〇年	提督軍務
應天	應天	嘉靖三四年	提督軍務
浙江	浙江	嘉靖二六年	提督軍務
湖廣	湖廣	天順三年	管理軍務
江西	江西	嘉靖四〇年	管理軍務
南贛	南贛	正徳一一年	提督軍務
郎陽	郎陽	萬曆二年	提督軍務
四川	四川	景泰元年	提督兵備
兩廣	兩廣	天順六年	管理軍務
廣西	廣西	景泰三年	提督軍務
廣東	廣東	景泰三年	提督軍務
貴州	貴州	景泰四年	提督軍務
雲南	雲南	嘉靖三九年	管理軍務
福建	福建	嘉靖三二年	提督軍務

右の表よりみるに、景泰朝の北邊と西南邊で巡撫と提督や參贊の兼任が多い。北邊でも、延綏・寧夏・甘肅・陝西は比較的遅いが、此等の地域は景泰朝では巡撫が配置されておらず、參贊や協贊軍務都御史のみが駐劄していた爲である。前述の如く、當時の邊方巡撫に統兵の例が多く、内地巡撫にみられなかったのは、兼任の有無によつたとみてよい。唯だ、天順初の一次的革去の後、復置された巡撫の多くは、提督等を兼任しなかった。天順朝では景泰朝の諸制度を否定する傾向が強かつた爲と考えられ、成化以後再び兼任が増加した。そして嘉靖・隆慶・萬曆の間に、内地巡撫まで兼任が擴大された。其の結果、萬曆末には邊方と内地とを問わず、設置巡撫の殆ど全てが提督や管理を兼務するに至つた。兼任が推進さ

れた背景をみるに、『商文毅公全集』・卷一五所收「減省官員疏」によれば、大學士商輅は、責任を一に歸することができるの理由で、眞定・保定の巡撫と紫荆・倒馬關の提督の合併を主張した。この提案は實現したことが確認できるが、兩者の兼任による當該地方の命令系統の一本化が目的であった。提督等を兼任した巡撫の統兵權は強力である。兼任すると帝から「令」字を大書した旗・牌を下賜される。萬曆の記事しか示し得ないが、『去偽齋集』・卷一所收「摘陳邊計民艱疏」に、

今、督・撫・總は、朝廷授くるに旗・牌を以ってし、之をして府を開き牙を建て、節制に違ひ軍令を犯す者は、以て擅殺するを得しむ。故に、旗・牌の在る所、即ち天威の在る所なり。

とあり、旗・牌を授與されると、皇帝の權威を背景に、軍に對して絶對的な命令權を行使し得た。更に、萬恭「題爲急陳山西善後事宜」(文編・卷三五二)に、

敕を兵部に下し、浙江・保定の事例に查照し、特に山西の撫臣に令旗・令牌を假さば、以後、凡そ守邊の官軍及び應援の客兵にして、如し、觀望して逗遛し、陣に臨みて退縮する者あらば、旗・牌を捧じて事を行うを得て、將士命を用いるに庶からん。

とあり、少くとも北邊では其の命令權は各邊軍のみでなく、應援の客兵にまで及ぶものであった。兼任の始まった景泰朝以降、巡撫が軍を統率する例が現れた。『薛文清先生全集』・卷三八所收「贈僉都御史李公平蠻序」に、

公即ち諸軍を率いて進み、其の地に據る。公地圖を觀るに、烏蒙・芒部の二府は諸蠻寨の後に當り、且つ其の叛蠻と類と爲す。以って之と結ぶこと有らざるも、蠻賊其の地に急走せば、將に連謀して我が敵と爲らん。乃ち二府の土官に重錦各の一純を遣はし、賊の後を拒ましめ、實に其の謀を解散す。又、一軍を遣はし、江口に屯して下羅と爲し、之を聲援するを計り、戎笏も皆な兵を分ち、犄角の勢を爲す。部分已に定まり、乃ち將佐を集め、攻取の計を議す。

皆な謂く、公の規畫の審密なること此の如し、賊已に衝中に在り、兵を以って之を撃つは、易きこと摧枯拉朽の若き

のみと。公曰く、然らず、蠻寇を討つは當に長謀遠算を用うべし、先ず威信を布き、以って之を招徠し、尙服さざる有らば、之を誅して未だ晩からずと。

とある。景泰元年、提督兼巡撫四川を命ぜられた李匡は、自ら軍を統率して苗族の叛亂鎮壓に當り、戰術・戰略の決定權をもつていた。⁽²⁵⁾

巡撫は提督等との兼任によって統兵權を獲得し權限を擴大したわけであるが、兼任は巡撫の軍務以外の任務に如何なる影響を與えたのか。『甓餘雜集』・卷二所收「請明職掌以便遵行事」に、

槩省の錢糧を督理し、兵馬を操練し、城池を修理し、軍民を撫安し、奸弊を禁革す。是の五つは乃ち撫臣の常識也。

……蓋し提督軍務は巡撫と同じからず、軍機は密なるを貴び、大事は宜しく斷ずべし。……今、既に臣に付するに軍務を以ってし、臣に許すに軍機に關るを以ってす。重大なるは軍法を以って從事せしむ。則ち、甲兵・錢穀の操練・調度、墩臺・堡塞の廢置・増損、衙門・官員の更移・去取、貨物・貿遷の有無・化居は皆な軍務也。警報の遲速、防守の勤惰、刻期の先後、臨陣の勇怯、禁示の從違は皆な軍機也。以って梟首より決杖に至るは皆な軍法也。

とあり、巡撫浙江兼提督軍務右副都御史朱紘の主張では、巡撫と提督を兼務すれば、職務の範圍を擴大するのみでなく、軍務・軍機を廣く解釋することにより、従來の職務も軍法を以って實施できるのであり、一段と權限を強化したといえる。其の幾つかの任務について検討してみよう。

第一に官吏の逮捕權である。元來、明律の規定では、府州縣官に罪が有つても、上官は逮捕できず、罪狀を奏聞するのみであった。正統六年に至り、陝西左布政使郭堅の要請によって、都察院・按察使・巡按御史は、文職五品以上に對しては従來通りに、奏聞して命を俟たねばならないが、六品以下の掣問を認められた。⁽²⁶⁾この規定が巡撫にも適用された。巡撫

の任命時の敕には、逮捕の可能範圍が明示される場合が多いが、提督等を兼ねていない巡撫に對しては全て文職の五品以上と軍職の罪は具奏し、文職の六品以下は逮捕を聽すとあり、軍官の逮捕權はなかつた。一方、提督は軍官に對しては、

前述の通り、軍法を行使できたが、文職の逮捕権はなかった。兩者を兼任することにより、文武官僚の逮捕が可能になった。『甓餘雜集』・卷一玉音所收詔敕「南贛軍門」・「浙江巡撫」に各々、

其れ貪殘・畏縮・誤事の者有らば、文職の五品以下・武職の三品以下は、徑ちに自ら拏問し發落せよ。

文職の五品以下、武職の四品以下にして、如し命を用いざれば、應に拏問すべきは徑ちに自ら拏問し、應に參究すべきは參究し、事軍機の重大なるに關るものは、軍法を以て從事せしむるを許す。

とある。朱紉が嘉靖二五・二六年に、各々、巡撫南贛兼提督軍務・巡撫浙江兼提督軍務に任ぜられた時のものであり、浙江と南贛でやや差違があるが、巡撫兼提督は軍官と官僚の逮捕・處罰權を認められた。

第二は、官僚や軍官に對する考察の強化である。地方官の推擧や彈劾は、巡撫の設置以來の職務であるが、其の後、著しく強化された。『高文襄公集』・卷九所收「明事例以定考覈疏」で、隆慶朝の吏部尙書高拱は、吏部による地方官の黜陟は、全て巡撫や巡按御史の報告によると指摘した。同書・卷十四所收「議處都御史吳時來舉薦太濫疏」によれば、隆慶二年、巡撫廣東吳時來が一疏の中に知府以下五九人の官僚を推擧した例すらある。更に彭澤「軍職貼黃」(文編・卷九九)に、

「軍職の賢否は、在外は撫按に聽し、……各の實を訪めて、考語を掲帖に填註して部に送り、以て憑りて推用を斟酌す。とあり、巡撫が地方在任の軍官の考課にも、重要な役割を果しており、巡撫の報告が軍官の人事に大きな影響を與えたことを看取できる。以上の如く、提督等の職を兼ねた巡撫は、逮捕・處罰・考課等を通じ、官僚と軍官に強い統制を加え得た。統兵權を付與されて權限を強化した巡撫は、邊防に關しても重要な役割を擔ったが、更に直屬の軍事力を保持するに至る。次節で、主として邊方に於ける巡撫の軍事力を分析してみよう。

五 巡撫と標兵

巡撫と總兵官の職掌について、『葛端肅公集』所收「會勘撫鎮職掌議」に、

向來、總兵親戰して功有れば、乃ち巡撫・總兵は槩行陞賞せられ、巡撫或いは反つて總兵の上に出ず。事を償るに至れば、巡撫・總兵は槩行譴罰せられ、總兵或いは反つて巡撫の下に出ず。此れ則ち、賞罰初年と異なり、巡撫を以つて將官と混同するに致る。

とあり、隆慶朝では、巡撫は軍務においても、事實上總兵官と同様の役割を果していた。其の巡撫の軍事力の中核が標兵であった。標兵の名稱は、清代では非常に廣範に使われたが、明代の史料中に標兵が頻出するのは嘉靖以降である。明代の標兵は如何なるものであったのか。『穀城山館文集』・卷一四所收「戎政軍門新勅標兵營記」に、

主帥の戲下には、舊と親兵無く、則ち典を闕く。……今、九邊の諸鎮は、皆な親兵有り。以つて緩急に備え、以つて虜を逐い、功を奏するに至る。勳績赫奕たり。而して戎政の大將は、旌を抗いて鉞を乗り、以つて十萬を統べるの帥なるも、獨り一騎も自衛する無し。此れ何の法ぞや。……之を人に辟えれば、標兵は身也、營兵は臂と指也。身にして臂を使う能わざれば、臂は指を使う能わず。則ち病疴也。之を木に辟えれば、標兵は本也、營兵は枝と幹也。本にして幹を發する能わざれば、幹は枝を發する能わず。則ち朽株也。夫れ、京營の兵と九邊の諸鎮は、皆な其の臂・指・枝・幹なり。

とある。萬曆一四年、總督京營戎政が編制した標兵についての記事だが、標兵は主將自身の護衛を任務とする直屬部隊であり、當時北邊では京營に先立って、既に組織されていたことが確認できる。總兵官も標兵を組織したが、最も一般的なのは巡撫と總督の標兵であった。『藏密齋集』・卷二所收「懇乞聖明發帑以寬加派併救詳議調募團練事宜以杜亂萌疏」に、
京師の營兵、九萬人なるべきも、内ち善く戦う者は、三萬人を得るべきのみ、……更に、各處の巡撫に檄し、標兵數千を以つて入衛せしめば、京師守るべき也。

とあり、天啓元年、工科給事中魏大中は、京師防衛の爲に巡撫の標兵の動員を提案した。明末には、各地の巡撫が標兵を保持していたのである。巡撫自身を護衛すると共に邊防にも任じた。翁萬達「量處兵馬疏」(文編・卷二二)

(四)に、

前年、賊の廣昌に入りし如きは、軍門の提旅、僅かに數百人にして、竟に軍中に馳入する能わず。而して、去秋の鐵裏門の役には、一・二枝の勁卒をして標下に在らしむる有り。其の未だ遯れざるに乗じ、斬馘して功を獻ず。或いは亦た機會あらん。

とある。ここでは、軍門は巡撫の意味で使われているが、巡撫の標兵は實戦にも参加し、邊防の有効な戦力であった。

『譚襄敏公遺集』・卷五所收「分布兵馬以慎秋防疏」や威繼光「議分薊區爲十二路設東西協守分統其路建製軍營配以馬步兵而合練之」(文編・卷三四九)によっても、隆慶初に、巡撫の標兵が薊州や昌平の防衛に當つたことが確認できる。

それでは、標兵の兵力源は如何なるものか。衛所制による正規の軍でなかつたのは明らかであるが、前掲の「量處兵馬疏」で、翁萬達は標兵の兵力源として次のものを挙げた。即ち、千戸以下、農工人より以上の中から選抜した驍勇な者、草莽の中の技藝に優れた者、罪を得て廢棄或いは閑住となつた軍官と其の家丁、通事・夜不收の有能な者等である。

此の外、北族も構成要素に入つていた。⁽²⁸⁾つまり、標兵は體制外の人々をも含む、廣い範圍からの召募兵であつた。召募の場所に關しては『北海集』・卷三四所收「爲人言屢及臣病漸深懇乞聖明俯准歸田以全骸骨疏」に、

舊撫臣將に去らんとし、新撫臣未だ點せず。舊客兵已に撤し、新標兵未だ練せず。

とある。萬曆二八年、巡撫遼東が李植から趙楫に交替する時の記事であるが、巡撫は標兵を帶同して赴任するのではなく、駐劄地で新たに召募したとみられる。北邊の例では、標兵は、應募時に軍裝・鞍馬・衣糧・什器・銀五錢を與えられ、其の後月糧や行糧、更に軍器も支給され、⁽²⁹⁾一般の軍士よりも優遇されたといつてよい。『太函集』・卷八八所收「薊鎮善後事宜疏」には、

若し諸路に失有りて、罪各營に在るも、而して督・撫の標兵は罰を受けず。臺工並び興り、大衆畢な發せらるも、而して督・撫の標兵は工を受けず。……此の輩、自ら親附を挟み、驕惰相成し、居常は則ち約束を違えて、甲兵を棄

て、事に遇えば則ち艱難を避け、便利を擇ぶ。

とあり、薊鎮の標兵が巡撫や總督の勢威を背景に、優遇されて工役にも動員されず、驕惰であつたと共に、標兵は巡撫や總督の私兵としての性格をもつていたことが窺える。

邊方巡撫の保持した標兵の数は、少なくて五百七〇七、多い場合には千人を越えた。⁽³⁰⁾ この兵力は必ずしも多いとはいえないが、『穀城山館文集』・卷四〇所收「練兵議」に、

今、一總兵の部する所は乃ち三千耳。是れ一指揮の任に一總兵を設けると爲す。

とあり、嘉靖以來、多數の軍官が添設された結果、軍官の軍士に對する比率が高くなり、總兵官麾下の兵力も少なくなつており、巡撫の標兵數は相對的には少くない。しかも、吳時來「目擊時艱乞破常格責實效以安邊禦虜保大業疏」(文編・

卷三八四)に、

該鎮の兵、其の強壯なる者は、必ず先ず總督に盡まり、次は巡撫、次は兵備、次は總兵、次は參・遊なり。

とあるように、總督や巡撫の兵は、一般的に總兵官や參將の兵よりも精銳であつた。標兵の組織については、前掲の『穀城山館文集』・卷一四所收「戎政軍門新創標兵營記」と涂宗濬「及時議修內政治實政事疏」(文編・卷四四七)が詳しい。前者は巡撫ではなく、總督京營戎政の標兵であり、兵力も三千人に達するが、より詳細なのでこれによって示す。最小單位は隊で、一隊二五人からなり、内譯けは長槍五人・藤牌四人・虎戟四人・鈞鎌二人・鳥銃八人・知書二人である。知書は隊内の兵の姓名を把握し事務を司つた。四〇隊の馬軍・八〇隊の歩軍は二分され、主將の腹心である左右の標將に統率された。巡撫の場合、閑住や廢棄の軍官を起用して標將とすることが多かつた。

巡撫は既に、提督軍務等の職を兼任することによって統兵權を獲得したが、嘉靖以降は直屬の標兵をも保持し、軍事的權限を更に強化した。かかる巡撫と總兵官との關係はどのようになったのか。王崇古「陝西四鎮軍務事宜疏」(文編・卷三一九)に、

必ず須く各鎮の撫臣に旗・牌を頒賜し、總兵と會同して、軍務を提督するを得しむべし。……標下の官軍令に違えば、立ちどころに斬り、以つて徇す。總兵官、姑息玩愒にして法令行はれざれば、撫臣の糾正參治するを聽す。且つ撫臣は各の以つて憲職なり。平時には當に風裁を厲し、軍に臨めば必ず機略を審かにすべし。進止の緩急・戦守の奇正、能く調度して方有らしめば、督察して爽うこと無く、假すに朝廷の威令を以つてせば、將士は自ら當に畏懼して、敢えて玩愒せず、自ら刑戮に甘んずべし。

とあるが、この要請が承認されたのを確認できるので、隆慶朝の北邊では、巡撫は提督としての統兵權と都御史としての糾察の權限を併せもつことにより、軍法を以つて麾下の軍を統制すると共に、總兵官を糾察できた。提督軍務兼巡撫都御史が、總兵官以下の軍官を統制し得たのは明らかである。この結果、邊方の軍務は巡撫を始めとする官僚の手に歸した。戚繼光「請重將權益客兵以援閩疏」(文編・卷三四六)や楊博「覆山西撫按官陳講等增置三關兵將疏」(文編・卷二七四)によれば、一切の軍情についての報告や提案は、巡撫によって行われ、兵部で検討を加え、廟謨で決定し巡撫に命令が下された。軍官は全く走狗の如く願使されるにすぎないという。邊方に於いては、巡撫は従來の、軍糧の管理・財務・民政・監察の職務に加え、直屬の標兵を保持し、邊軍全體を統制したのであり、巡撫の一鎮支配が實現したといえよう。

おわりに

常駐の地方長官としての巡撫制の起源は、宣德朝における巡撫侍郎の派遣であった。しかし、職務の内容からみれば、明代中期以降に直結する巡撫制は、景泰朝に成立したといえる。正統朝以降、都御史が巡撫に任ぜられる傾向が非常に強まったが、其の基本的な職務は、財務・民政・監察にあり、加えて軍糧の管理を主とする軍務をも任じていた。一方、巡撫以外にも、主に邊境地帯に、提督軍務・參贊軍務・管理軍務・協贊軍務・鎮守等の都御史が派遣されており、中でも提督軍務都御史は、職務の範圍は軍務に限定されたが、作戰・用兵についても大きな權限を與えられていた。土木の變後

の危機的状況の下で、北邊と西南邊では両者が合併し、強力な軍事的権限をもつ巡撫が現れた。天順初に、巡撫は一旦革去され、復置された巡撫は提督軍務等の職を帯びていなかったが、成化朝以降徐々に兼任が復活し、嘉靖から萬曆にかけての時期には、邊方巡撫のみでなく、内地巡撫も悉く提督軍務や管理軍務を兼務するに至った。中でも邊方巡撫の軍事的権限は強力で、財務・民政・監察の権限と併せ、邊鎮の實権を掌握した。つまり、明代中期から清代を通じての巡撫制の起源は、景泰朝の邊方巡撫にあったとみられる。なお、紙幅の関係もあり、巡撫の選任過程や執務形態、公費や家族の待遇、交替の方法、總督や巡按との關係、更に内地巡撫の標兵等について論及する餘裕がなかった。此等については別稿を準備中である。

註

- (1) 淺井虎夫「總督巡撫兼御史考」(史學雜誌一五一七、一九一五年)。
 (2) 栗林宜夫「明代の巡撫の成立に就て」(史潮一一三、一九四二年)。
 (3) 小川尙「明代の巡按御史について」(明代史研究四號、一九七六年)。
 (4) 皇明經世文編(以下、文編と略記する)・卷三三四、王世貞「都察院左右都御史表序」。
 (5) 明實錄・正統一四年六月己巳の條。
 (6) 明實錄・景泰四年五月癸未の條。
 (7) 明實錄・景泰四年八月壬子・天順元年正月戊子の條。
 (8) 明實錄・景泰五年六月丁酉の條。
 (9) 明實錄・天順元年正月戊子・辛卯・甲午の條。
 (10) 明實錄・天順元年二月庚子・己亥の條。
 (11) 拙稿「曹欽の亂の一考察」(北大史學一七號、一九七七年)。
 (12) 明實錄・天順元年三月戊子・二年閏二月甲子の條。
 (13) 明實錄・天順元年二月丙辰・二月癸卯・五月癸亥朔・二年七月癸巳の條。
 (14) 明實錄・天順二年八月己卯・三年八月癸酉・四年三月乙酉の條。
 (15) 地方官に對する不時の擧劾は、巡撫の設置當初からの主要任務の一つであったが、定期的な考察の権限を付與されたのは正統六年以降である。しかし、巡撫による考察は、廣域に互るので調査が充分でないという感みもあった。明實錄・景泰三年一〇月庚戌の太僕寺少卿黃仕儒の上奏によれば、巡撫

の各地域に於ける調査は短時間で、多くの場合、里老の呈説に憑つて、官吏の去留を決するので、地方官は考察の時には、酒席を設けて里老に泣訴し、金帛を贈つて留任を圖り、其の結果、廉正の官吏はかえつて誣陥され、里老・無籍の刁民に制せられたという。

- (16) 遼東や山西には、永樂朝以來、内臣が配置されていたが張翀「遵成法革弊政以培國脉事」(文編・卷一九一)によれば、鎮守内臣が定制化したのは景泰朝であった。土木の變後の治安の悪化を背景に、巡撫の増派と時を同じくして、各地に内臣が派遣された。しかも、明實錄・天順元年正月甲午の條によれば、江西道監察御史賈恪が鎮守内臣の跟随や家人が軍民を酷虐する弊を指摘し、巡撫と共に革去することを主張したが、帝は承認せず、巡撫の革去後も鎮守内臣のみは維持された。

- (17) 明實錄・正統一四年九月壬寅の條。
 (18) 王竑・孫祥・段信は、提督守備の名稱であったが、提督軍務と任務・權限は同じである。
 (19) 明實錄・景泰二年一月戊申・三年六月戊子・四年一〇月辛丑・六年三月丁巳の條。
 (20) 正統九年から一年に在任した羅綺は、監察御史で就任し、在任中に大理寺右寺丞となった。
 (21) 明實錄・正統四年閏二月庚子・一〇年二月庚戌・七月癸酉・一年六月戊申・七月戊子の條。
 (22) 葉盛「軍務疏」(文編・卷五九)。
 (23) 明實錄・正統一二年四月壬寅の條。

- (24) 明實錄・景泰四年一月庚辰・一〇月辛丑・六年二月甲申の條。

- (25) 提督兼巡撫に代表される官僚の急激な用兵面への關與は、總兵官や鎮守内臣との對立を招き、軍の運用や統率を廻つて三巴の抗争が頻發した。前述した大同の提督年富と總兵官郭登の對立は、其の後、鎮守太監陳公・守備大同西路左少監章力轉も加わり許奏を繰り返した。又、宣府でも景泰三年から七年に至る迄、提督李秉と總兵官右都督紀廣・都督僉事過興・副總兵都督楊能らの武臣や、守備獨石内臣弓勝らが激しく抗争し、命令系統の分裂が懸念され、調査の爲に御史練綱・兵科給事中嚴誠が急派された程であった。此の外、景泰元年の寧夏總兵官都督同知張泰と鎮守太監來福、同三年の巡撫湖廣李實と鎮守太監梁還・陳靈、同年の提督兼巡撫四川李匡と鎮守奉御陳涓、同五年の廣西總兵官安遠侯柳溥と總督馬昂、同六年の鎮守鴈門關署都督僉事陳友と奉御阮談、同五年から天順二年に互る巡撫廣東揭稽と副總兵翁信等の抗争があった。しかし、成化朝に入り抗争の例は少なくなった。馬文升「爲經畧近京邊備以豫防虜患事疏」(文編・卷六四)によれば、成化朝の蘄州では、總兵官・巡撫都御史・鎮守内臣が、各々一城に在つて兵馬を分統したという。三者の關係が一應の均衡に達したことが窺える。『黎陽王襄敏公集』卷一所收「栢油川捷音疏」・「紅鹽池捷音疏」によれば、成化八年に、延綏や寧夏では、總兵官・鎮守内臣・巡撫都御史が呼應して出動しており、鼎立して邊防に當る體制が成立したとみられる。

- (26) 明實錄・正統六年正月甲子・一二年九月庚寅朔の條。
- (27) 姚希孟「代當事條奏地方利弊」(文編・卷五〇一)。
- (28) 涂宗濬「及時議修內政治實政事疏」(文編・卷四四七)。
- (29) 翁萬達「量處兵馬疏」(文編・卷二二四)、譚綸「條議威繼
光言兵事疏」(文編・卷三三二)、李化龍「摘陳遼左緊要事宜
疏」(文編・卷四二二)。
- (30) 王崇古「陝西四鎮軍務疏」(文編・卷三二九)、翁萬達「量
處兵馬疏」(文編・卷二二四)。